

(別紙4) システム故障時等の申請方法について

1 申請方法

申請者は、申請書類を事務規程第2条第3号の地方支分部局に送付又は持参することとする。ただし、当該地方農政局長等が申請方法を別に指定した場合は、この限りでない。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

2 提出書類

申請にあたり次の書類等を提出する。

(1) 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明

ア 申請書類

- ・ 様式1の輸出食品等に関する証明申請書
- ・ 別記様式5のうち該当する輸出先国等向けの証明書に英語表記により必要事項を記入したもの

イ 添付書類

該当する証明内容の確認に必要な別紙7に掲げる確認書類

(2) 輸出事業者証明

ア 申請書類

- ・ 様式2のうち申請の種類に応じた輸出事業者届出書
- ・ 様式3の輸出事業者証明書（事業者名及び所在地を英語で記入したもの。）

イ 添付書類

(ア) 新規、継続

該当する証明内容の確認に必要な別紙5に掲げる確認書類

(イ) 変更

過去一年以内に交付した直近の輸出事業者証明書の写し

(様式1) [別紙4 関連]

年 月 日

輸出食品等に関する証明申請書

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

事業者名
所在地
代表者名 (上記代理人) (印)
事業者名
所在地
役職・氏名 (印)

担当者氏名
電話番号
E-mail

輸出先国等向け食品等の輸出に関する証明について、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、出港日や運送方法等が未定で B/L 番号又は AWB 番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で提出する場合には、確定後に全ての欄を記載した証明書の写しと確認書類を速やかに提出します。

また、今回の申請に係る証明について、貴職から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

これに応じない場合や申請している内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発行の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じることに同意します。

(様式2-1) [別紙4関連]

年 月 日

輸出事業者届出書 (新規)

〇〇農政局長	}	宛
北海道農政事務所長		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長		

事業者名	
所在地	
代表者名	印
(上記代理人)	
事業者名	
所在地	
役職・氏名	印

担当者氏名
 電話番号
 E-mail

(国・地域 名) への食品等の輸出にあつては、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領(平成27年1月30日付け26食産第3838号)1(3)に該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出(新規)

確認項目		記入欄 (記入言語)
1	事業者名	(英語)
	所在地	(英語)
2	具体的な商品名	(日本語)
3	出港日	(日本語)
4	検査結果(検出限界等)	(日本語)
	検体採取日	(日本語)
	検査日	(日本語)
	検査機関名	(日本語)
	報告書番号	(日本語)

(様式2-2) [別紙4 関連]

年 月 日

輸出事業者届出書 (継続)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

事業者名
所在地
代表者名 印
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 印

担当者氏名
電話番号
E-mail

(国・地域 名) への食品等の輸出にあつては、輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領(平成27年1月30日付け26食産第3838号) 1(3)に該当する輸出事業者であることを、別添のとおり、関係書類を添付して届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (継続)

確認項目	記入欄 (記入言語)
1 事業者名	(英語)
所在地	(英語)

輸出事業者届出書 (変更)

〇〇農政局長	}	宛
北海道農政事務所長		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長		

事業者名	
所在地	
代表者名	⑩
(上記代理人)	
事業者名	
所在地	
役職・氏名	⑩

担当者氏名
電話番号
E-mail

〇年〇月〇日付けで事業者名 (又は所在地) を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

輸出先国・地域	確認区分
	輸出事業者届出 (変更)

変更項目		新	旧
1	事業者名	(日本語) ----- (英語)	(日本語) ----- (英語)
	所在地	(日本語) ----- (英語)	(日本語) ----- (英語)

(様式3) [別紙4 関連]



Certificate of the Exporter to Hong Kong

This is to certify that the exporting company specified below has complied with the requirement of Hong Kong import control measures on Japanese food with regard to radiological protection and that all the products exported to Hong Kong by the company are readily available for sale in Japan and therefore safe for human consumption as far as radiological protection of food consumers is concerned.

This certificate would become invalid should any other incident or risk of contamination occur in Japan or any incompliance of the company be found in the future. The Japanese authorities would notify the Hong Kong authorities should the certificate become invalid.

1. Company Name :

2. Address :

Declaration Number :

Consignment Code of Attached Certificate
on radiation levels in food for export to Hong Kong
:

Date of Issue :

Expiration Date :

Signature :